

●東京都告示第六百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月六日

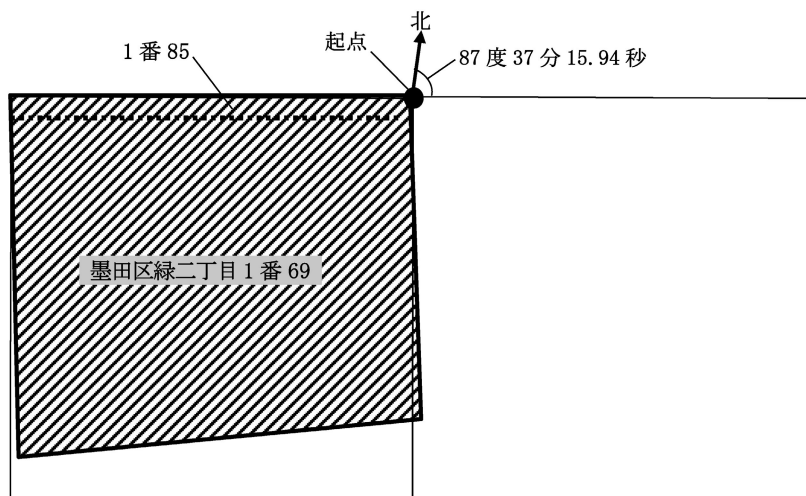
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区緑二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【 起 点 】

起点は、座標(X=-33774.180、Y=2900.513)とする。

【 格子の回転角度（87度37分15.94秒） 】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【 凡 例 】

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

●東京都告示第六百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

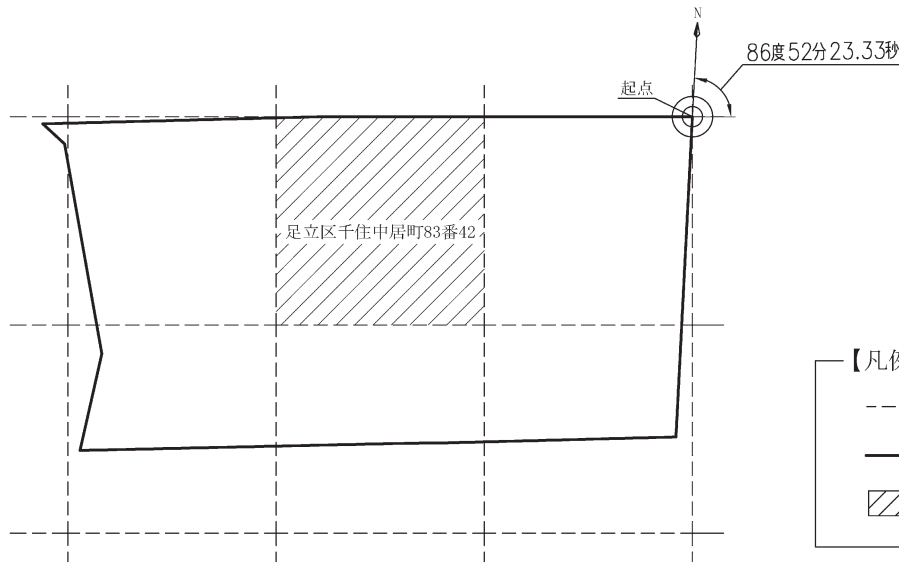
令和七年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区千住中居町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別 図



【凡例】

-----：単位区画

———：敷地境界

▨：形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標（X=-27667.401、Y=-3211.541）とする。
※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（86度52分23.33秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第211号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月6日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

普通自動車免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28

第4項に規定する教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和7年6月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年6月9日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

7 審査手数料

19,800円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード

イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九條第一項の規定により特別保護地区を指定する予定であるので、同條第四項において準用する法第二十八條第四項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 特別保護地区の名称

奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

奥多摩町大字原字ぞうざす十四番地の三先のあずまトンネル東側入口を基点として、同地点から方位南を見通し奥多摩湖南岸岬奥多摩町大字川野字山なし千四百七十四番地先の管理道路に達し、同地点から管理道路を奥多摩湖上流に向かって進み、奥多摩町大字川野字本田千百三十九番地先の岬に至り、同地点から方位北を見通し奥多摩湖北岸奥多摩町大字川野字麦山百七十四番地の一先麦山橋東側に達し、同地点から国道四百十一号線を東方に進み、奥多摩町大字川野字麦山百四十二番地先に至り、同地点から小径を北方に進み、同町大字川野字いぬえ千四十九番地先を経て雲風呂橋に至る小径との交点に至り、同地点から同小径を東方に進み、雲風呂橋右岸西端に至り、同橋を渡り左岸東端に至り、同地点から小径を南東方に進み町道小河内秩父線との交点に至り、同地点から同線を南東方に進み国道四百十一号線との交点に至り、同地点から同線を北東方に進み、坂本トンネル及びあず

まトンネルを経て基点に至る線に囲まれた一円の区域

三 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、昭和三十二年に完成した多摩川の人造湖である奥多摩湖の中央部に位置している。湖の周囲をスギ、ヒノキ、モミ等の針葉樹林やミズナラ、コナラ、オオモミジ等の広葉樹林が囲んでおり、多種多様な鳥獣が生息している。この中には、オシドリやカワセミを始めとする水鳥や文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）において天然記念物に指定されているイヌワシも確認されている。

このため、当該地域を引き続き良好な鳥獣の生息環境として保全するため、法第二十九條第一項の特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

五 縦覧場所等

(一) 期間

令和七年六月六日から同月十九日まで。ただし、日

曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東京都環境局自然環境部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

イ 東京都多摩環境事務所自然環境課

立川市錦町四丁目六番三号 立川合同庁舎三階

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

